

# Weekly Report

第539日号  
令和2年1月27日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

**4月から中小企業も「時間外労働の上限規制」**  
本年4月から、中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されます。

## ◆「時間外労働の上限規制」のポイント

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労働者に法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超える時間外労働をさせる場合や、法定休日（1週1日又は4週4日）に労働させる場合には、労使協定（36協定）の締結・届出が必要です。

改正により、36協定で定めることができる時間外労働時間について、次のように上限が設けられます。

## ◎時間外労働（休日労働は含まない）の上限…

…原則として月45時間・年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情がなければ、超えることができません。

◎**臨時的な特別の事情がある場合**……臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、\*時間外労働が年720時間以内、\*時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間以内、\*時間外労働が月

45時間を超えることができるのは年6ヵ月が限度、となります。

## ◎**上限規制の適用が猶予・除外される事業・業務**…

…建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島・沖縄砂糖製造業（時間外労働+休日労働が100時間未満、複数月80時間以内とする規制のみ猶予）は、令和6年（2024年）3月まで適用が猶予されます。また、新技術・新商品などの研究開発業務は適用除外となります。

◎**経過措置**……施行前と施行後（本年4月1日）をまたがる期間の36協定を締結している場合には、その協定の初日から1年間に限って有効となります。

## 上場株式等で異なる課税方式を選択する場合

上場株式等の配当所得等及び特定口座内（源泉徴収あり）の譲渡所得等については、所得税と住民税が源泉徴収されています。そのため申告は不要ですが、各種所得控除等を適用するために総合課税（配当所得等のみ）又は申告分離課税を選択して申告することができ、所得税と住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することもできます。

例えば、上場株式等の配当所得等について、所得税は総合課税又は申告分離課税を選択した場合でも、住民税は申告不要を選択できます。

なお、異なる課税方法を選択する場合は、住民税に係る納税通知書が送達される日までに、住民税の申告書を提出する必要があります。

## 給与所得者に副収入がある場合は

年末調整が済んでいる給与所得者であっても、その給与所得以外に副収入等によって20万円を超える所得を得た場合は、確定申告が必要です。

例えば、オークションサイトやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引により得た所得は雑所得に該当します。ただし、生活の用に供している資産（古着や家財など）の売却による所得は非課税となるため、確定申告は不要です。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産に関する申告書」の提出期限は1月31日。